

【鹿児島純心女子大学 単位認定規程】

第1条 この規程は学則第26条による単位修得の認定方法について規定するものである。

第2条 授業科目の単位修得は本学において実施する単位認定試験に合格しなければならない。

第3条 本学における単位認定試験は原則として次のとおり実施する。

1 定期試験……学期間に履修した科目について行い、また通年の科目については学年を通じて行う場合もある。

2 臨時試験……各科目担当者において必要と認めた場合実施することがある。

3 追試験……以下の事由により受験することができなかった者について、各証明書を添付した願出によって実施する。

追試験が認められる事由と提出証明書および成績評価

事由	証明書	成績評価
災害	罹災証明書	100 点満点
忌引（原則として3親等以内）	証明できる資料	
学外実習	本学実習であることの担当者の証明書	
公的交通機関による遅延 （自己の過失ではない事故等）	事故・遅延証明書	
学校保健安全法施行規則により出席 停止となる病気*	診断書 （インフルエンザのみ薬の説明書）	
就職試験	本学進路支援課長の証明書	
その他教授会が認めたもの	理由書	
病気	診断書	80 点満点
その他	理由書	

*学校保健安全法施行規則第18条第1項及び第2項

第18条 学校において予防すべき感染症の種類は、次のとおりとする。

一 第一種 エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る。）、中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものに限る。）及び特定鳥インフルエンザ（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第3項第6号に規定する特定鳥インフルエンザをいう。次号及び第19条第2号イにおいて同じ。）

二 第二種 インフルエンザ（特定鳥インフルエンザを除く。）、百日咳、麻疹、流行性耳下腺炎、風疹、水痘、咽頭結膜熱、結核及び髄膜炎菌性髄膜炎

三 第三種 コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎その他の感染症

2 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条第7項から第9項までに規定する新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症は、前項の規定にかかわらず、第一種の感染症とみなす。

4 再試験……授業科目の成績評価が不合格となった者を対象に実施することがある。

第4条 学生は定められた時期に、必ず履修届を学生支援課へ提出しなければならない。

第5条 講義時数は大学設置基準に準じて行う。

第6条 各科目ごとの欠席時数が各期の出席すべき時数の三分の一を超える学生はその科目の単位認定を受けることができない。

2 学生の忌引・出席停止・公欠については別に定め、これらの欠席は出席すべき時数から除外する。

3 長期傷病等やむを得ない事情のある者は、教授会の議を経て単位の認定を受けることがある。

第7条 4年後期までに本学の卒業要件単位を修得できない者は原則として卒業を延期される。

第8条 単位認定試験は原則として1週間前に掲示等により予告し各科目担当者が行うものとする。

第9条 科目の評価は100点満点とする。

ただし、追試験の成績評価については第3条3項に定める基準によるものとする。

また、再試験は当該科目の可否を決定するものとする。

第10条 学科成績60点以上を合格、60点未満を不合格とし、次の評語をもって明示する。

秀…100点～90点、優…89点～80点、良…79点～70点、可…69点～60点、不可…59点以下

第11条 全ての授業科目は、科目担当者において筆記試験を行わずにレポート・発表、実技の成果、平素の成績などにより評価することができる。

第12条 単位認定試験には厳正かつ公正な態度で臨まなければならない。試験の際、不正行為の事実が確認された場合、原則として、当該学期の全受験科目を無効とする措置をとる。また、不正行為を行った者については、学則第45条の規定により当該学部教授会の議を経て、学長が懲戒することがある。

2 試験開始後20分以上遅刻した者は受験することができない。試験場からの退場は30分経過後とする。

第13条 単位認定試験を欠席した学生は欠席の理由を明記した単位認定追試験受験願を試験終了後1週間以内に学生支援課に提出しなければならない。

第14条 再試験を受けようとする学生は受験料を納入しなければならない。

第15条 追試験・再試験の受験手続を行わなかった場合、また手続を行ったが追試験・再試験を欠席した場合、当該科目は不合格となる。

第16条 単位認定試験の評価は成績通知書によって各人に示す。

附 則

この規程は平成6年4月1日から施行する。

この規程は平成7年4月1日から施行する。

この規程は平成12年4月1日から施行する。

この規程は平成14年4月1日から施行する。

この規程は平成20年4月1日から施行する。

この規程は平成21年5月12日から施行する。

この規程は平成22年4月1日から施行する。

この規程は平成23年4月1日から施行する。

この規程は平成24年4月1日から施行する。

この規程は平成25年4月1日から施行する。

この規程は平成27年4月1日から施行する。

この規程は令和3年4月1日から施行する。